公正競争規約施行規則

(目的)

第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第11条第1項の規定に基づき、豆乳類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規約において「豆乳類」とは、次 の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 豆乳

大豆 (粉末状のもの及び脱脂したものを除く。以下同じ。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られた乳状の飲料(以下「大豆豆乳液」という。)であって大豆固形分が8%以上のもの

- (2) 調製豆乳
 - ア 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であって大豆固形分が6%以上のもの
 - イ 脱脂加工大豆 (大豆を加えたものを含む。) から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料 (以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。) であって大豆固形分が 6%以上のもの
- (3) 豆乳飲料
 - ア 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳 液に粉末大豆たん白(大豆豆乳液、調 製豆乳液若しくは調製脱脂大豆豆乳 液を乾燥して粉末状にしたもの又は 大豆を原料とした粉末状植物性たん 白のうち繊維質を除去して得られた ものをいう。以下同じ。)を加えた乳 状の飲料(調製豆乳液又は調製脱脂大 豆豆乳液を主原料としたものに限る。

公正競争規約施行規則

公正競争規約

以下「調製粉末大豆豆乳液」という。) であって大豆固形分が 4%以上のもの

- イ 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又 は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁 (果実ピューレー及び果実の搾汁と 果実ピューレーとを混合したものを 含む。以下同じ。)、野菜の搾汁、乳又 は乳製品、穀類粉末等の風味原料を加 えた乳状の飲料 (風味原料の固形分が 大豆固形分より少なく、かつ、果実の 搾汁を加えたものにあっては果実の 搾汁の原材料に占める重量の割合が 10%未満であり、乳又は乳製品を加え たものにあっては乳固形分が3%未満 であり、かつ、乳酸菌飲料でないもの に限る。)であって大豆固形分が4%以 上(果実の搾汁の原材料に占める重量 の割合が5%以上10%未満のものにあ っては2%以上)のもの
- 2 この規約において「事業者」とは、豆乳類 を製造し、若しくは輸入して販売する事業を 行う者又は豆乳類の製造を他に委託して自 己の商標を、氏名若しくは名称を表示して販 売する事業を行う者をいう。
- 3 この規約において「表示」とは、顧客を誘 引するための手段として、事業者が自己の供 給する豆乳類の取引に関する事項について 行う広告その他の表示であって、次に掲げる ものをいう。
 - (1)商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
 - (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)
 - (3) ポスター、看板(プラカード及び建物 又は電車、自動車等に記載されたものを含 む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、そ の他これらに類似するものによる広告及 び陳列物又は実演による広告
 - (4)新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有 線電気通信設備又は拡声機による放送を

含む。)、映写、演劇又は電光による広告 (5)情報処理の用に供する機器による広告 その他の表示(インターネット、パソコン 通信等によるものを含む。)

(必要な表示事項)

- 第3条 事業者は、豆乳類の表示に関する公正 競争規約施行規則(以下「施行規約」という。) で定めるところにより、豆乳類の容器又は包 装に、次に掲げる事項を一括して、見やすい 場所に邦文(算用数字及び慣用記号を含む。) で明りょうに表示しなければならない。
 - (1) 品名又は名称
 - (2) 大豆固形分

(3) 原材料名

公正競争規約施行規則

(必要な表示事項)

- 第1条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示するものとする。ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)により、表示の方法について基準が定められているものについては、当該基準により表示するものとする。
 - (1) 品名又は名称 豆乳にあっては「豆乳」と、調製豆乳に あっては「調製豆乳」と、豆乳飲料にあっ ては「豆乳飲料」と表示する。
 - (2) 大豆固形分

パーセントの単位で整数値をもって単位を明記して表示する。ただし、豆乳にあっては「8% (パーセント)以上」と、調製豆乳にあっては「6% (パーセント)以上」と、豆乳飲料にあっては「4% (パーセント)以上」(果実の搾汁の製品に占める重量の割合が5%以上のものにあっては「2% (パーセント)以上」)と表示することができる。

(3) 原材料名

使用した原材料を、次に定めるところに より、ア及びイの順で表示する。

- ア 食品添加物以外の原材料にあっては、 原材料に占める重量の割合の多いもの から順に次に定めるところにより表示 する。
- (ア) 「大豆」、「脱脂加工大豆」、「粉末大豆 たん白」、「大豆油」、「食塩」、「みかん果 汁」、「こしょう」等とその最も一般的な 名称をもって、原材料に占める重量の割 合の多いものから順に表示する。ただ し、こしょうその他の香辛料にあって は、「香辛料」と表示することができる。
- (イ) 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう 糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高 果糖液糖」、「ぶどう糖」、「水あめ」等と その最も一般的な名称をもって表示し、 砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては、

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混
	合果糖ぶどう糖液糖にあっては、「砂
	糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高
	果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」
	と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、
	果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあ
	っては、「異性化液糖」と、砂糖混合ぶ
	どう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖
	液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあって
	は「砂糖・異性化液糖」と表示すること
	ができる。
	(ウ) 使用した砂糖類が2種類以上の場合
	は、(イ)の規定にかかわらず、「砂糖類」
	又は「糖類」の文字の次に、かっこを付
	して、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖」等と
	原材料に占める重量の割合の多いもの
	から順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶど
	う糖果糖液糖を併用する場合は、「砂
	糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂
	糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場
	合は、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、
	砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用す
	る場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示す
	る。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖
	果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖
	混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合
	又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併 用する場合にあっては、「砂糖・異性化
	用する場合にめつては、「砂糖・異性化 液糖」と表示することができる。
	イ 食品添加物は、原材料に占める重量の多いものから順に、食品衛生法第19条第
	1項の規定に基づく表示の基準に関する
	内閣府令(平成 23 年内閣府令第 45 号。
	以下「表示基準府令」という。) 第1条第
	2 項第5号及び第4項、第11条並びに第
	12 条の規定に従い表示する。ただし、栄
	養強化の目的で使用される食品添加物に
	あっては、表示基準府令第1条第2項第
	5号かっこ書の規定にかかわらず、他の

食品添加物と同様に表示する。

ウ 遺伝子組換え農産物又は遺伝子組換え 農産物を原料とする加工食品を使用した 場合は、遺伝子組換えに関する表示に係 る加工食品品質表示基準第7条第1項及 び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の

公正競争規約	公正競争規約施行規則
公正规于风机	//2 7 //2/17/2 17 //2/17
	規定に基づく農林水産大臣の定める基準
	(平成 12 年農林水産省告示第 517 号)
	及び表示基準府令第1条第2項第40号に
	定める基準により表示する。
(4) 内容量	(4) 内容量
	内容重量又は内容体積を表示すること
	とし、内容重量はグラム(g)又はキログ
	ラム (kg) の単位で、内容体積はミリリ
	ットル (m 1) 又はリットル (1) の単位
(5) 賞味期限	で、単位を明記して表示する。
	(5) 賞味期限 賞味期限を、次に定めるところにより表
	ア 製造から賞味期限までの期間が3月以
	内のものにあっては、次の例のいずれか
	により表示する。ただし、b、c 又は d
	の場合であって、「.」を印字することが
	困難であるときは、「.」を省略すること
	ができる。この場合において、月又は日
	が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示
	する。
	a 平成18 年4 月 1 日
	b 18.4.1
	c 2006. 4. 1
	d 06.4.1
	イ 製造から賞味期限までの期間が3月を
	越えるものにあっては、次に定めるとこ
	ろにより表示する。
	(ア) 次の例のいずれかにより表示する
	ものとする。
	ただし、b、c 又は d の場合であって、「.」を印字することが困難である
	ときは、「.」を削すすることができる。
	この場合において、月が1桁の場合
	は、2 桁目は「0」と表示する。
	a 平成18 年4 月
	b 18.4
	c 2006. 4
	d 06.4
	(イ) (ア)の規定にかかわらず、アに定め
	るところにより表示することができ
(6) 保存方法	る。
(6) 保任为伝	(6) 保存方法
	製品の特性に従って、「10℃以下で保存
	すること」、「直射日光を避け、常温で保存
	すること」、「常温で保存すること」等と表
	示する。ただし、常温で保存するものにあ
	っては、常温で保存する旨を省略すること

ができる。

- (7)内面塗料缶以外を使用した缶詰にあっては、使用上の注意
- (8) 輸入品にあっては、原産国名
- (9) 製造業者等(輸入品にあっては、輸入業者)の氏名又は名称及び住所

- 2 前項第1号に定めるもののほか、商品名又 は商品名に近接した箇所に「豆乳」、「調製豆 乳」又は「豆乳飲料」の文言を表示しなけれ ばならない。
- 3 アレルギー物質を含む食品に係る表示を行う場合は、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号。以下「表示基準府令」という。)第1条第2項第6号及び第7号の規定に基づき表示しなければならない。
- 4 容器包装の識別表示を行う場合は、資源の 有効な利用の促進に関する法律(平成3年法 律第48号)の定めるところにより表示しな ければならない。

(特定事項の表示基準)

第4条 事業者は、豆乳類の取引に関する事項 について、次の各号に掲げる事項又は用語を 表示する場合においては、当該各号に定める ところによらなければならない。

公正競争規約施行規則

- (7) 使用上の注意 「開缶後はガラス等の容器に移し換え ること」等と表示する。
- (8) 原産国名 輸入品については、「原産国〇〇〇〇」 又は「〇〇〇〇製」と最小包装単位ごとに 表示する。
- 2 規約第3条第1項各号に掲げる事項を表示 する文字の色及び大きさは、次の基準による ものとする。
 - (1) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。
 - (2) 表示に用いる文字は日本工業規格 Z8305(1962)に規定する8ポイント以上の 大きさの統一のとれた文字とする。ただ し、表示可能面積がおおむね150cm2以下 のものにあっては、日本工業規 Z8305(1962)に規定する5.5ポイント以 上の大きさの文字とすることができる。

(特定事項の表示基準)

- 第2条 規約第4条第1項第1号に規定する商品名を容器又は包装に表示する場合の表示方法は、豆乳にあっては「○○(社名又は商標等。以下同じ)豆乳」、調製豆乳にあっては「○○調製豆乳」、豆乳飲料にあっては「○○可乳飲料」等とし、規約第2条の規定に基づく品名については、背景の色と対照的な色で、14ポイント以上の大きさの統一のとれた文字で表示するものとする。
- 2 規約第4条第1項第2号に規定する「無果汁である旨」の表示基準は、次のとおりとす

公正競争規約施行規則

る。

(1) 無果汁である旨の表示

無果汁の清涼飲料水等についての表示 (昭和48年公正取引委員会告示第4号) の適用を受ける豆乳類にあっては、施行規 則に定める基準により、「無果汁である旨」 を明りょうに表示する。

(2) 特定保健用食品並びに栄養機能食品 である旨の表示

表示基準府令の規定に基づき表示する。

(3) 栄養成分などの表示

健康増進法(平成14年法律第103号) に基づく栄養表示基準により表示する。

(4) 特定の原産地のもの、有機農産物、 有機

農産物加工食品その他使用した原材料が 特色のある旨の表示又は特色のある原料 を

使用した旨を示す商品名の表示

加工食品品質表示基準(平成12年農林 水産省告示第513号)に定める基準によ り表示する。

- (5) 有機農産物加工食品である旨の表示 農林物資の規格化及び品質表示の適正化 に関する法律(昭和25年法律第175号) 及び有機農産物加工食品の日本農林規格 (平成12年農林水産省告示第60号)に より表示する。
- (6) 「植物性たん白質飲料」の表示 豆乳飲料であって、動物性たん白質を含 んでいない場合に限り表示できる。
- (7) 「ストレート」又は「プレーン」の表 示

「ストレート」又は「プレーン」とい

(1) 果汁又は果肉が使用されていない場合は、「無果汁」と表示する。

- (2) 重量百分比で5%未満の果汁又は果肉が使用されている場合は、「無果汁」と表示する。ただし、果実飲料の日本農林規格に定める基準による定量分析検査又は帳簿書類によって、その百分率の数値を証明することができる場合に限り、「果汁干しくは果肉の割合」を百分率の整数値で表示することができる。この場合の表示は、「果汁一%(パーセント)」、「果汁一%(パーセント)」、「果内一%(パーセント)」、「果肉一%(パーセント)」、「果肉一%(パーセント)」、「果肉一%(パーセント)」のいずれかとする。
- (3) 前各号の表示は、商標又は商品名の表示 (2か所以上に表示されている場合は、そ のうちで最も目立つもの)と同一視野に入 る場所に14 ポイント以上の大きさの肉太 の文字で表示するものとする。

う文言は、豆乳についてのみ使用することができる。

(8) 「小麦胚芽乳」の表示 小麦胚芽を乳化させたものを含む場合 に限り表示できる。

(不当表示の禁止)

- 第5条 事業者は、豆乳類の取引に関し、次の 各号に掲げる表示をしてはならない。
 - (1) 第2条第1項に定める「豆乳類」の 定義に合致しない製品について、それぞれ 「豆乳」、「調製豆乳」及び「豆乳飲料」で あるかのように誤認されるおそれがある 表示
 - (2) 第2条第1項の規定に基づく品名と まぎらわしい表示
 - (3) 第4条に規定する事項又は用語の基準に合致しない表示
 - (4) 客観的な根拠に基づかない、第4条 に規定する事項又は用語に類似する表示 を行うことにより、著しく優良であるかの ように誤認されるおそれがある表示
 - (5) 客観的な根拠に基づかない、最上級 又は唯一性を意味する用語の表示
 - (6) 「天然」、「自然」等の用語
 - (7) 「純」、「純正」、「ピュアー」その他 純粋であることを示す用語
 - (8) 「生」、「フレッシュ」その他新鮮で あることを示す用語
 - (9) 植物性たん白質以外の他の成分が含まれないかのように誤認されるおそれがある「100%植物性たん白質」の表示
 - (10) 「ミルク」、「畑のミルク」等の表現により、牛乳と誤認されるおそれがある表示
 - (11) 成分、製法、品質、原材料等について 実際のもの又は自己と競争関係にある 他の事業者に係るものよりも著しく優良 であると誤認されるおそれがある表示

公正競争規約施行規則

(不当表示の禁止)

第3条 規約第5条に掲げる不当表示の類型等を例示すると、次のとおりである。

(1) 規約第5条第2号

「純豆乳」、「原豆乳」、「無調製豆乳」等の 規約第2条の規定に基づく品名とまぎら わしい表示

(2) 規約第5条第5号

客観的事実に基づく根拠を欠く「最高」、「代表」、「第一」、「最高級」、「超」、「最優良」等の最上級を意味する用語又は「最古」、「最新」、「最大」、「当社だけ」等の唯一性を意味する用語の表示

- (3) 規約第5条第11号
 - ア 特定の成分又は原材料が多いこと又は 少ないことを強調することにより、品質 が優れているかのように誤認されるお それがある表示
 - イ 特定の添加物等が少ないこと又は使用 されていないこと (無添加、不使用等) を強調することにより、品質が優れてい るかのように誤認されるおそれがある

(12) 架空の又は容易に得られる賞の表示

(13) 自己の取り扱う他の商品又は自己の他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示

- (14) 豆乳類が医薬上の効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示
- (15) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (16) 他の事業者又はその製品を中傷し、ひ ぼうする表示
- (17) 伝統、歴史、製造技術、生産規模、生産設備、販売量、販売比率その他事業者の実態について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあるかのように誤認されるおそれがある表示
- (18) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造し販売する豆乳類の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示

(日本豆乳公正取引協議会の設置)

- 第6条 この規約の目的を達成するため、日本 豆乳公正取引協議会(以下「公正取引協議会」 という。)を設置する。
- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者、その事業者の団体及び容器製造業者の団体をもって構成する。

公正競争規約施行規則

表示

- (4) 規約第5条第12号
 - ア その事実がないにもかかわらず、あた かもその事実があるかのようにみせか けた賞
 - イ 社会的な地位、責任のないもののつけ た賞
 - ウ 申請者が全員入賞するような場合の最 低の賞
 - 工 自己のつけた賞
- (5) 規約第5条第13号
 - ア ある特定の商品に受けた賞、推奨等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他の商品についても、賞又は推奨を受けたかのように誤認されるおそれがある表示
 - イ 賞、推奨等の表示に係る商品又は事業 が、実際に賞、推奨等を受けた商品又は 事業であることが明りょうに認知でき ない場合の賞、推奨等の表示

(公正取引協議会の事業)

- 第7条公正取引協議会は、次の事業を行う。
 - (1) この規約の周知徹底に関すること。
 - (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
 - (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
 - (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
 - (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
 - (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
 - (7) 不当景品類及び不当表示防止法その 他公正取引に関する法令の普及及び違 反の防止に関すること。
 - (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
 - (9) この規約についての会員に対する情報提供に関すること。
 - (10) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

- 第8条公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。
- 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引 協議会の調査に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を、文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条 までの規定に違反する行為があると認める ときは、その違反行為を行った事業者に対 し、その違反行為を排除するために必要な措 置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類 似の違反行為を再び行ってはならない旨、そ の他これらに関連する事項を実施すべき旨

公正競争規約施行規則

公正競争規約

を、文書をもって警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を 遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告 するものとする。

(違反に対する決定)

- 第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又 は前条第2項の規定による措置(警告を除 く。)を採ろうとする場合には、採るべき措 置の案(以下「決定案」という。)を作成し、 これを当該事業者に送付するものとする。
- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた 日から10日以内に公正取引協議会に対して 文書をもって異議の申立てをすることがで きる。
- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行いそれに基づいて措置の決定を行うものとする。
- 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速 やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行う ものとする。

(施行規則の制定)

- 第 11 条 公正取引協議会は、この規約の実施 に関する事項について、施行規則を定めるこ とができる。
- 2 前項の施行規則を定め、又は変更しよう とするときは、事前に消費者庁長官及び公正 取引委員会の承認を受けるものとする。

附則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

附則

この規則の変更は、規約の変更について公 正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告 示があった日から施行する。